

地域密着型サービス事業者の公募に関する質問に対する回答（その1）

質問 1

受付	令和3年11月1日
対象サービス	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
質問内容	平面図はどの程度のものがあれば良いのか。
回答	平面図については、計画する建物が東御市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第25号）、又は東御市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第26号）に規定する設備に関する基準に適合しているか否かを確認することを主な目的として提出を求めています。平面図を作成する際は、前出の条例を確認の上、設備に関する基準に適合していることが確認できる内容のものとしてください。

質問 2

受付	令和3年11月1日
対象サービス	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
質問内容	図面については提出後に変更が生じることが考えられるが、どの程度であれば変更が可能なのか。
回答	公募の公正を期すため、明らかな間違い及び軽微な修正（定員の変更を伴わない若干の面積の増減等）を除き、図面の変更は認めないこととしています。 なお、事業者の選定後に図面の重大な変更が生じ、提出書類の様式2及び様式3の記載内容も当初と大きく異なってくる場合は、選定の取消につながる可能性がありますので留意してください。

質問 3

受付	令和3年11月1日
対象サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護
質問内容	定員が29床となっているが、29床を確保することは必須なのか。
回答	定員は最大で29床としています。 なお、定員の下限値は設けておりませんが、経営上安定的に運営できる定員数を確保してください。

質問 4

受付	令和3年11月1日
対象サービス	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
質問内容	開設予定地が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）又は浸水想定区域に該当する場合は、防災上の有効な対策を示すこととされているが、どのような対策が必要なのか。
回答	<p>立地条件により対策の内容も異なるが、垂直避難が可能な施設の建設、防水壁の設置、非常用発電機の設置等を想定しています。</p> <p>また、非常災害に関する具体的計画（注1）の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策のほか、災害に係る業務継続計画（注2）の策定についても確実に進めていただく必要があるものと考えます。</p> <p>（注1）消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。</p> <p>（注2）厚生労働省老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照。</p>

質問 5

受付	令和3年11月1日
対象サービス	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
質問内容	開設予定地について福祉課高齢者係と協議することとされているが、電話で協議をすることも可能か。
回答	メール等の方法で正確な位置が確認できる資料を事前にお送りいただければ、電話による協議も可能です。

質問 6

受付	令和3年11月1日
対象サービス	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
質問内容	開設予定地について現在地権者と交渉中であるが、後で取得から賃借権の設定に方針を変更することは可能か。
回答	長期的・安定的に事業所を運営していただく観点から、開設予定地については設置者が所有権を有することが望ましいと考えますが、後で借地による場合に変更する時は20年以上の賃借権を設定してください。

質問 7

受付	令和 3 年 11 月 1 日
対象サービス	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
質問内容	提出書類の様式 11 及び様式 12 に用地取得費や地代を記入する欄があるが、応募書類提出時点で土地の価格や賃借料を決めておく必要があるのか。
回答	用地取得費や地代については、現時点の見込みとしてください。